

## 物品供給単価等契約約款

### (総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本又はその他甲の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約の目的物（以下「物品」という。）を、契約書記載の履行期限内に契約書記載の履行場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治20年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (単価契約における特例)

第1条の2 乙は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、甲の指示に基づいて随時履行するものとする。

2 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

### (秘密の保持等)

第2条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、江田島市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた仕様書を第三者に閲覧させ、複写

させ又は譲渡してはならない。

### (契約の保証)

第3条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (監督)

第5条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

### (仕様書の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

変更することができる。

#### (契約の履行の中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を乙に通知して、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰すことができない事由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、甲に履行期限の延長変更を請求することができる。

#### (甲の請求による履行期限の短縮等)

第9条 甲は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期限に満たない履行期限への変更を乙に請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

#### (履行期限の変更方法)

第10条 履行期限の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

#### (契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

#### (経済変動に基づく契約内容の変更)

第12条 履行期限内に、日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、契約金額又はこの契約の履行内容を

#### (一般的損害)

第13条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第14条 甲は、第6条、第7条、第9条、第12条又は第13条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

#### (納品書等の提出等)

第15条 乙は、物品を納入するときは、甲の定める事項を記載した納品書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 乙は、甲に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

#### (検査及び引渡し)

第16条 乙は、この契約の履行が完了したときは、直ちに甲に対して、検査の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に、検査を完了しなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗、き損又は破壊したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。

4 第2項の検査に合格したとき又は第7項の採用を決定したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとする。この場合において、物品が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。

5 乙は、第2項の検査に合格しない物品がある場合において、甲が期限を指定して修補(交換又は手直しをいう。以下同じ。)を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第

2項及び前項の規定を準用する。

- 6 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、甲は、履行期限経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 7 甲は、第2項の検査に合格しない物品のうち、そのかしの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めたものについては、契約金額を減額してこれを採用することができる。
- 8 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (契約代金の支払)

- 第17条 乙は、前条第2項の検査に合格したとき又は前条第7項の採用を決定したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
  - 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (第三者による代理受領)

- 第18条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第17条又は第19条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (かし担保)

- 第19条 甲は、物品にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第16条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことので

きる期間は10年とする。

- 3 甲は、物品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、物品のかしが仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における違約金等)

- 第20条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までにこの契約の履行を完了することができない場合においては、甲は、遅延違約金の支払を乙に請求することができる。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、第17条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### (甲の解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) その責に帰すべき事由により履行期限までに完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内にこの契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
  - (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (3) 第27条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると判明したとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
    - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （談合その他不正行為による解除）

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から乙に対し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該原処分について処分内容が確定したとき。
  - (2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第22条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる

法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 第21条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

#### （協議解除）

第23条 甲は、この契約の履行が完了するまでの間は、第24条第1項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （乙の解除権）

第24条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により、甲が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第7条の規定によるこの契約の履行の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### （解除に伴う措置）

第25条 甲は、契約が解除された場合においては、検査に合格した既納部分があるときは、甲は当該既納部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

#### （賠償の予定）

第26条 乙は、この契約に関して、第22条第

1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第22条第1項第1号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第22条第1項第2号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (相殺)

第27条 甲は、この契約に関して、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第28条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。